

## 福井県助成金・支援金・助成金

- ・令和4年度中小企業者事業継続支援給付金(敦賀市)

対象：以下の全てに該当するもの

- ・中小企業基本法第2条第1項に規定するもの
- ・本市に本社機能を有するもの
- ・令和4年1月1日から令和4年6月30日までの間で任意の連続する3カ月間の売上平均額（各種給付金を除く）が前年、2年前又は3年前の同月時期と比較して新型コロナウイルス感染症の影響により20%以上減少するもの

[https://www.city.tsuruga.lg.jp/about\\_city/news\\_from\\_division/sangyou\\_keizai\\_bu/syokoboeki\\_ka/kyuhukin.html](https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/news_from_division/sangyou_keizai_bu/syokoboeki_ka/kyuhukin.html)(敦賀市 HP)

- ・越前町経営安定資金利子補給金(越前町)

対象：以下のいずれにも該当する必要があります。

- (1)福井県制度融資「経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）」の融資貸付を受けた中小企業者
- (2)町内で事業を営んでいること
- (3)町税の滞納がないこと

<https://www.town.echizen.fukui.jp/kurashi/10/01/07/p006444.html>(越前町)